

【計画書】

伊王島都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

【 目次 】

1. 都市計画の目標.....	1
1) 伊王島都市計画区域における都市づくりの基本理念.....	1
2) 地区毎の市街地像.....	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	3
1) 区域区分の決定の有無.....	3
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	4
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	4
①主要用途の配置の方針.....	4
②土地利用の方針.....	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	4
2)－1 交通施設.....	4
2)－2 河川.....	5
2)－3 下水道.....	5
2)－4 その他の都市施設.....	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	6
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	7
5) 都市防災に関する方針.....	8
6) 景観に関する方針.....	8

伊王島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高め、にぎわいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 伊王島都市計画区域における都市づくりの基本理念

伊王島都市計画区域は、長崎港沖合の伊王島、沖之島の2つの島から構成された都市計画区域であり、伊王島大橋により本土と結ばれている。

本都市計画区域は、長崎・西彼地域に属しており、高次な都市サービスを長崎市中心部に依存している状況である。したがって、快適な都市生活を営む上で、長崎市中心部との強い連携が不可欠な都市計画区域である。

また、本都市計画区域は、かつては炭鉱のまちとして栄えたが、炭鉱閉山とともに急激に人口が減少し、高齢化が進展している。近年においては、地域の特性を活かした海洋・スポーツレクリエーション施設などの整備により、観光を基幹産業とした再興、活性化を図り、併せて定住人口の確保や生活利便性の向上を図っている状況にある。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- ・身近な海洋・スポーツリゾートの島として、活力と「やすらぎ」のある都市づくり
- ・一定の都市サービスを楽しむ、生活利便性を高めた都市づくり
- ・自然環境と調和した生活空間を形成し、快適に定住できる都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. 行政センター周辺地区

海の玄関口である伊王島港を中心とした市街地であり、滞在型リゾート施設が立地している。

住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、一定の都市サービスを楽しむ生活空間の形成を図るとともに、観光の拠点としてやすらぎのあるリゾート空間の形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

伊王島都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

①区域区分の必要性

- 都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- 都市計画区域内において住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- 都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトは無い。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

②都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

行政センター周辺には、郵便局や小売店舗などに加えて、滞在型のリゾート施設が立地している。

今後も、当該地区を、本都市計画区域の中心的な役割を担う商業・業務地として位置づける。

b. 住宅地

大明寺地区や船津地区、馬込地区の住宅地については、周囲の豊かな自然環境に配慮した、快適な住環境を有する低層住宅地として位置づける。

②土地利用の方針

a. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設^{※1}については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地（以下「まちなか」という。）の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

（※1）「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2)－1 交通施設

①基本方針

a. 交通体系の整備の方針

本都市計画区域を縦断する幹線道路は、都市計画区域内の骨格的な道路であるとともに、住民の生活に密着したものであるため、利便性の維持・向上に努める。

また、伊王島大橋により交通アクセスが向上したことに対応するため、駐車場の確保やパークアンドライドの推進に努める。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b. 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

②主要な施設の配置の方針

a. 道路

都市計画道路縦貫線、一般県道（以下(一)という。）伊王島香焼線、(一)伊王島線は、広域的で多様な連携を強化するとともに、住民の日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

b. 港湾

伊王島港は、長崎や高島への航路を有し、住民が都市的活動や利便性の高い生活を営む上で重要な役割を担うとともに、観光やレクリエーションなどの面で島外との交流を支える港湾であり、地域に密着した地方港湾として位置づける。

2)－2 河川

①基本方針

a. 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり、動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

b. 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

2)－3 下水道

①基本方針

a. 整備の方針

本都市計画区域においては、長崎市公共下水道事業による排水施設整備が行われており、都市計画区域内の殆どにおいて供用済みである。

今後は、長崎市公共下水道全体計画に基づき、生活排水などの衛生的な処理、住環境の向上、公共用水域の水質保全を図るため、施設の維持保全に努める。

b. 整備水準の目標

概ね10年後における長崎市内の普及率(汚水処理人口/行政人口)は、97%を目標とする。

また、概ね20年後における本都市計画区域内の普及率(都市計画区域内の汚水処理^{※2}人口/都市計画区域内人口)は、100%を目標とする。

(※2)「汚水処理」とは、下水道、浄化槽など各種汚水処理施設による汚水の処理のこと。

②主要な下水道の配置の方針

本都市計画区域の公共下水道は、市街地およびその近傍を対象として段階的に整備を進める。

③主要な下水道の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する下水道は、次のとおりとする。

長崎市公共下水道

2)－4 その他の都市施設

①基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な長崎・西彼ブロック(長崎市、西海市、長与町、時津町)において、将来的に4施設以内に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既成市街地において密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

①基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は周囲を海に囲まれ、伊王島海水浴場や千畳敷、畔の岩這など多様な海辺の景観を有し、沖之島の遠見岳や伊王島の唐船岳は、良好な森林環境を有している。また、夕陽ヶ丘展望所においては、美しい海や山の眺望を望むことができる。

本都市計画区域における定住や観光の魅力を高めるため、これらの自然環境の保全に努め、身近に自然にふれ親しむことができる場として活用を図る。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

b. 住民1人あたりの公共空地の面積

長崎市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積は10㎡以上を標準とする。

②主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全システムの配置方針

丘陵地におけるまとまりを持った森林、長崎県レッドデータブック及び長崎市レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物や「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づいて指定された希少野生動植物の生息生育地については、その環境の保全に努める。

b. レクリエーションシステムの配置方針

滞在型リゾート施設としてホテルやスポーツ施設などの各種レクリエーション施設が整備されており、当該地区を、本都市計画区域の観光産業を支える観光・レクリエーションの拠点として位置づける。

伊王島灯台公園は、県の有形文化財に指定されている伊王島灯台旧吏員退息所が立地し、五島灘の美しい景観を眺望できる場所でもあるため、自然・レクリエーションの拠点として位置づけ、観光資源としての活用も図る。

c. 景観構成システムの配置方針

島と海岸線が織りなす美しい景観は、本都市計画区域の特徴的な景観であり、この保全に努める。

③実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 緑地保全地区等の決定目標及び決定方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

5) 都市防災に関する方針

①基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6) 景観に関する方針

①基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

伊王島都市計画区域

